

# ○大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業を実施しようとする障害福祉サービス事業者が、当該事業を実施するために必要な登録（以下「事業所登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要領において、地域生活支援事業を実施するに当たり、事業所登録を受けなければならない事業（以下「登録対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大府市移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業
- (2) 大府市日中一時支援事業実施要綱に基づく日中一時支援事業
- (3) 大府市居室確保事業実施要綱に基づく居室確保事業
- (4) 大府市個別給付型地域活動支援センター事業実施要綱に基づく個別給付型地域活動支援センター事業
- (5) 大府市訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく訪問入浴サービス事業

(事業所登録に関する基準)

第3条 障害福祉サービス事業者が登録対象事業に関する事業所登録を受けるための基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移動支援事業の登録を受けるための基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）に規定する指定居宅介護事業者に該当する基準を満たし、かつ、市長が適当と認める場合

- (2) 日中一時支援事業の登録を受けるための基準

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に規定する指定児童発達支援事業者若しくは指定放課後等デイサービス事業者に該当する基準を満たし、又は指定障害福祉サービス基準に規定する指定短期入所事業所若しくは指定生活介護事業所に該当する基準を満たし、かつ、市長が適当と認める場合

- (3) 大府市居室確保事業の登録を受けるための基準

ア 指定障害福祉サービス基準に規定する指定障害福祉サービス事業者に該当する基準を満たし、かつ、市長が適当と認める場合

イ 介護保険法に基づく指定短期生活介護事業者及び指定短期療養事業者として愛知県知事から指定され、かつ、市長が適当と認める場合

- (4) 大府市個別給付型地域活動支援センター事業の登録を受けるための基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に定める基準及び地域活動支援センターⅡ型の職員配置基準を満たし、かつ、市長

が適当と認める場合

(5) 訪問入浴サービス事業の登録を受けるための基準

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定訪問入浴介護事業者として愛知県知事から指定され、かつ、市長が適当と認める場合

イ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日付け厚生省老人保健福祉局企画課長通知第25号）に規定する指定訪問入浴介護事業者となりうる基準を満たし、かつ、市長が適当と認める場合

（登録の申請）

第4条 事業所登録を受けようとする障害福祉サービス事業者（以下「申請者」という。）

は、地域生活支援事業実施事業所登録申請書（第1号様式）に次に掲げる事項を明示した書類（第2条第1号から第3号までに規定する事業の申請にあつては第8号及び第9号、同条第4号に規定する事業の申請にあつては第7号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）については、市長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- (1) 申請者の定款及びその登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図及び設備の概要
- (3) 運営規程
- (4) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (5) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (6) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (7) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (9) 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
- (10) 誓約書（指定できない要件に該当しないことを誓約する書面）
- (11) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (12) その他指定に関し必要と認める事項

（決定及び却下通知）

第5条 市長は、前条の申請書又は第10条第2項の更新申請書を受理した場合は、その内容を審査し、事業所登録が適当と認めるときは、地域生活支援事業実施事業所登録決定通知書（第2号様式）により、事業所登録が不相当と認めるときは、地域生活支援事業実施事業所登録却下通知書（第3号様式）により申請者に対して通知しなければならない。

（事業の中止）

第6条 前条の規定により事業所登録を決定された障害福祉サービス事業者（以下「登録事業者」という。）は、事業を中止しようとする場合は、市長に対して速やかに地域生活支援事業中止届（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録事業者の責務)

第7条 登録事業者は、事業の質の評価を行うことその他の措置を講じることにより、事業の質の向上に努めなければならない。

2 登録事業者は、障がい者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、障がい者等のため忠実に事業を遂行しなければならない。

(登録事業者への指導)

第8条 市長は、業務上及びその他の理由により登録事業者が事業の実施について著しい支障が生じていると認めた場合は、当該事業を実施する登録事業者に対して必要に応じ、適正な事業の実施に向けて指導することができる。

(事業所登録の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により登録事業者に対して指導を行った結果、適正に事業を実施する見込みがなく、かつ、当該登録事業者に対する事業所登録が不相当であると認めた場合は、これを取り消すことができる。

2 前項の規定により、事業所登録を取り消すことを決定した場合は、地域生活支援事業実施事業所登録取消決定通知書(第5号様式)により当該登録事業者に対して通知しなければならない。

(登録の更新)

第10条 事業所登録は、6年ごとに更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失う。

2 事業所登録の更新を受けようとする登録事業所は、地域生活支援事業実施事業所登録更新申請書(第6号様式)に次に掲げる事項を明示した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 運営規程

(2) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

(3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

(4) 当該申請に係る事業に係る資産の状況

(5) 誓約書(指定できない要件に該当しないことを誓約する書面)

(6) その他指定に関し必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、事業所登録の内容に変更がある場合は、第4条各号に掲げる事項のうち必要な事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第5条の規定により登録の決定を受けている事業所は、市長が別に定める日までは、改正後の

大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第5条の規定により登録の決定を受けている事業所とみなす。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

地域生活支援事業実施事業所登録申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地  
 (設置者) 名称  
 代表者

大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第4条の規定により、事業所登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(〒 )	
	法人である場合その種別			
	連絡先	電話	FAX	eメール
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所		(〒 )		
登録申請をする事業所・事業	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地		(〒 )	
	連絡先	電話	FAX	eメール
	事業所の責任者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
	登録申請をする事業（事業名の前の欄に○を付けてください。）			
	事業名		事業開始予定年月日	摘要（事業の限定等があれば、記載してください。別紙添付可）
	<input type="checkbox"/>	移動支援事業（外出介護）		
	<input type="checkbox"/>	日中一時支援事業		
<input type="checkbox"/>	居室確保事業			
<input type="checkbox"/>	個別給付型地域活動支援センター事業			
<input type="checkbox"/>	訪問入浴サービス事業			
<input type="checkbox"/>				
添付書類				

備考 この登録申請書は、事業所ごとに提出してください。

第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

地域生活支援事業実施事業所登録決定通知書

年 月 日付けで申請がありました地域生活支援事業実施事業所登録について、大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 登録を決定した事業所の名称、所在地、責任者氏名及び事業所番号

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の責任者氏名
- (4) 事業所番号

2 登録を決定した年月日

年 月 日

3 登録を決定した事業名

4 その他

- (1) 上記の事業を中止した場合、又は内容に変更が生じた場合は、速やかに大府市長に届け出ること。
- (2) この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。
- (3) この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります)。

第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

地域生活支援事業実施事業所登録却下通知書

年 月 日付けで申請がありました地域生活支援事業実施事業所登録について、大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第5条の規定により、下記のとおり却下したので通知します。

記

1 登録を却下した事業所の名称、所在地及び責任者氏名

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の責任者氏名

2 登録を却下した事業名

3 登録を却下した理由

4 その他

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。)

年 月 日

大府市長 殿

届出者 所在地

名 称

代表者

地域生活支援事業中止届

年 月 日付けで決定通知を受けた地域生活支援事業実施事業所登録について、事業を中止するので、大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第6条の規定により、届け出ます。

1 事業を中止する事業所の名称、所在地、責任者氏名及び事業所番号

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の責任者氏名
- (4) 事業所番号

2 中止する事業名

3 事業を中止する理由

4 事業を中止する年月日

年 月 日

第 号

年 月 日

様

大府市長 印

地域生活支援事業実施事業所登録取消決定通知書

大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第9条の規定により、下記のとおり事業所登録を取り消したので通知します。

記

1 事業所登録を取り消した事業所の名称、所在地、責任者氏名及び事業所番号

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の責任者氏名
- (4) 事業所番号

2 事業所登録を取り消した年月日

年 月 日

3 事業所登録を取り消した事業名

4 その他

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります)。

地域生活支援事業実施事業所更新申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 所在地  
 (設置者) 名称  
 代表者

大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領第10条の規定により、事業所登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(〒 )	
	法人である場合その種別			
	連絡先	電話	FAX	eメール
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所		(〒 )		
登録申請をする事業所・事業	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地		(〒 )	
	連絡先	電話	FAX	eメール
	事業所の責任者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
	更新申請をする事業（事業名の前の欄に○を付けてください。）			
	事業名		更新予定年月日	摘要（事業の限定等があれば、記載してください。別紙添付可）
	<input type="checkbox"/>	移動支援事業（外出介護）		
	<input type="checkbox"/>	日中一時支援事業		
<input type="checkbox"/>	居室確保事業			
<input type="checkbox"/>	個別給付型地域活動支援センター事業			
<input type="checkbox"/>	訪問入浴サービス事業			
<input type="checkbox"/>				
添付書類				

備考 この更新申請書は、事業所ごとに提出してください。